

ID: 200

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の工事の検査		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町下水道条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成14年条例第10号		
【基準】 第6条の規定による。 (排水設備等の工事の検査) 第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理者が別に定めるところにより、検査済証を交付するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日